

令和7年度
就学事務システム標準化検討会
(第1回)

令和6年度までの検討状況と令和7年度の取組について

1. 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

1.1. これまでの経緯と今年度の検討内容

- 就学事務では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和三年法律第四十号）に基づき、地方公共団体の業務プロセスや情報システムの実態等について調査を行い、令和7年8月に「就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書【第3.1版】」及び「就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第3.1版】」を策定しました。
- 標準仕様書の改定に当たり、デジタル庁「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」（令和5年6月16日）では、移行支援期間（2025年度まで）においては統一・標準化の取組を優先するため、真に必要な場合を除いて原則として見直しは行わないこととされていますが、就学援助システムの標準仕様書に関しては自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub : PMH）への連携が必要となることから、PMH連携に向けた機能追加等の改定を行うこととしました。また、これにあわせてデジタル庁との協議及び各自治体やベンダからいただいたご意見を踏まえ、必要最低限の軽微な訂正・補記等も実施します。
- これらの状況を踏まえ、以下の検討内容について有識者検討会にてご意見をお伺いし、「就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第4.0版】」の策定を進めて参ります。
 - PMH連携要件への対応
 - 誤記の修正等の必要最低限の訂正
 - 仕様書の解釈の疑義に対する補記

2. 就学事務システム標準仕様書【第4.0版】について

2.1. 改定のポイント

- 今回の改定では、デジタル庁「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」に従い改定します。

考え方（デジタル庁資料より抜粋）

- 標準仕様書の改定に伴う地方公共団体及び事業者の負担を軽減するため、制度改正等の政策上必要と判断される見直しを行う場合は、原則として適合基準日の1年前までに見直し内容を反映した標準仕様書を公表する。ただし、制度改正が毎年予定されているなど、1年前までの仕様書の見直しが困難な事務については、デジタル庁と制度所管省庁で協議の上、別途定める。

- 制度改正等以外の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として、年1回の特定の期日を目途に見直し内容を反映した標準仕様書を公表することとし、当該内容に係る適合基準日は、公表後1年後以降とする。ただし、移行支援期間（2025年度まで）においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わず、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う。

該当システム



該当なし

就学援助システム
標準仕様書が該当



<事由>
・PMH要件への対応
・誤記修正/表記ゆれ修正等

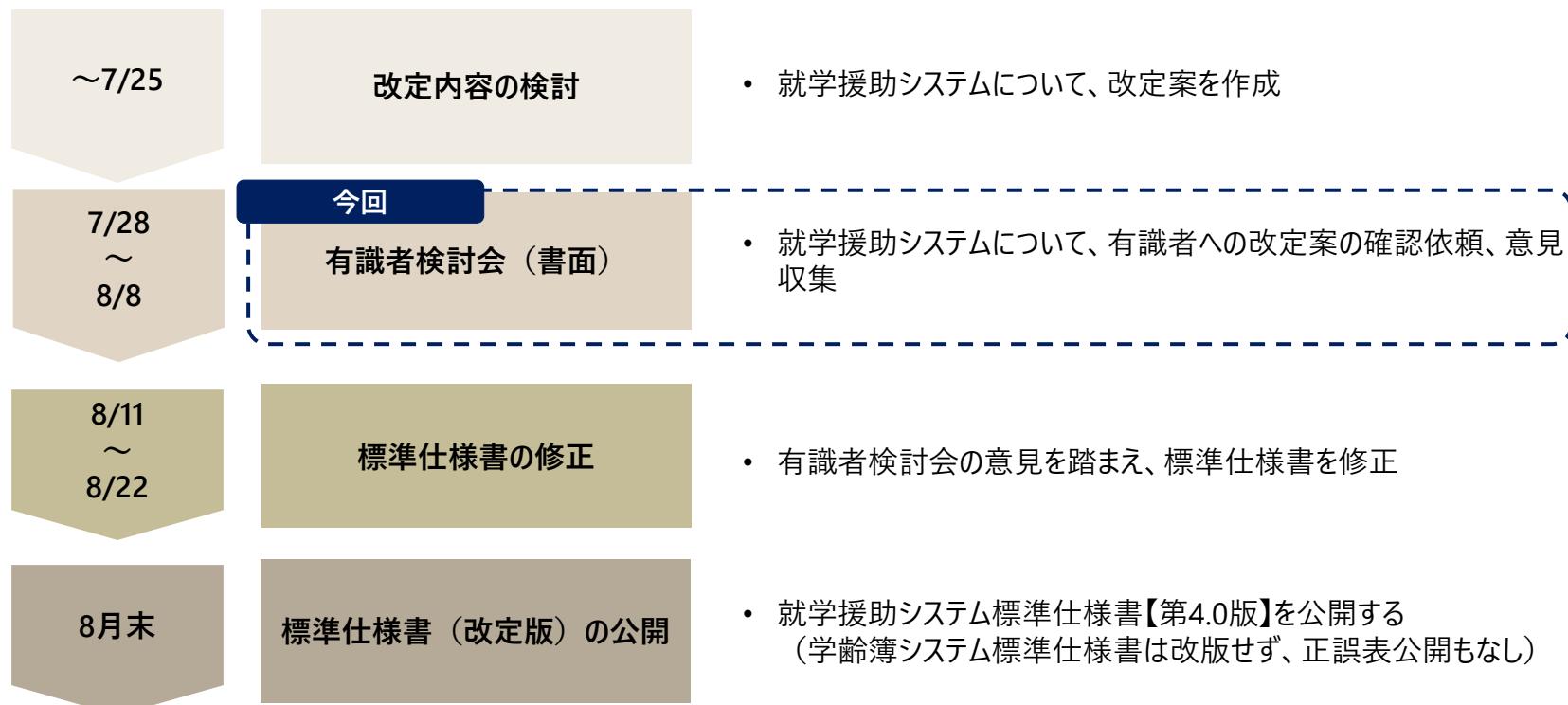
審議依頼内容

2. 就学事務システム標準仕様書【第4.0版】について

2.2. 改定のプロセス

- 標準仕様書の改定にあたっては、昨年度と同様に有識者による検討会を実施することで、実効性の高い標準仕様書を策定します。
- ただし、今回の改定内容は、デジタル庁にて整理されたPMH要件の反映であることや、軽微な訂正・補記にとどまっていることから、検討会は対面で実施せず、書面にて構成員の方々に確認いただく想定です。

改定のスケジュール



3. 就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第3.1版】からの主な修正点

3.1. 修正内容

- 就学援助システム標準仕様書【第3.1版】からの主な修正点は「仕様書改定箇所一覧」のとおりです。

(参考) 標準仕様書の改定・運用に係る考え方

- 標準仕様書の改定に係る考え方の詳細については、以下のデジタル庁の資料をご参照ください。

[標準仕様書の改定・運用に関する考え方 \(digital.go.jp\)](https://digital.go.jp/guidelines/standard-specification-revision-use.html)